

高等教育修学支援新制度による 「給付奨学金」・「入学料減免」・「授業料減免」について

意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、一定の要件を満たす住民税非課税世帯やそれに準ずる世帯の学生、および多子世帯（生計維持者の扶養する子が3人以上いる間）の中間層の学生に対し、①給付奨学金、②入学料減免、③授業料減免の3つの支援が一つとなった高等教育修学支援新制度を利用することができます。日本学生支援機構 給付奨学金に採用されることで、高等教育修学支援新制度の対象者となります。

申請資格や選考基準等の詳細については、日本学生支援機構の[ホームページ](#)を確認してください。生計維持者の収入や資産、学修意欲、高等学校等を卒業してから大学等に入学するまでの期間等について要件があります。基準に該当すると認められる場合、選考のうえ、以下の支援が受けられます。

支援区分	給付奨学金（月額）		入学料／授業料
	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分	29,200円	66,700円	全額免除
第Ⅱ区分	19,500円	44,500円	2/3免除
第Ⅲ区分	9,800円	22,300円	1/3免除
第Ⅳ区分※多子世帯のみ	7,300円	16,700円	1/4免除

※ **本制度は大学院生、私費外国人留学生は対象外です。**

- ※ 入学料減免の支援が受けられるのは、入学年度の4月において高等教育修学支援新制度の対象となる学生のみです。
- ※ 令和7年度以降、多子世帯の学生の場合、所得の多寡によらず入学料・授業料が全額免除となる予定です。
- ※ 編入学以外の入試区分で入学する方で、過去に他の学校等で日本学生支援機構の給付奨学生だったことがある場合は、本学では給付奨学生とはなれません。
- ※ 日本学生支援機構ホームページにある[進学資金シミュレーター](#)で所得要件を満たしているかどうか調べることができます。シミュレーション結果と実際の選考結果は異なる場合があるため、目安としてください。
- ※ 日本学生支援機構の給付奨学金に対象外となる方や不採用の方等で、入学料や授業料の支払いが期日までに困難な場合は、本学独自の[入学料徴収猶予制度](#)や[授業料徴収猶予制度](#)を設けておりますので申請をご検討ください。（※学部の日本人学生の場合、本学が独自に実施する授業料免除制度は2024年度までに入学した学生が対象です）

1. 学部1年次に入学の方

（1）給付奨学金の申請について

日本学生支援機構の給付奨学金の申請には、高校等在学時に申請する「予約採用」と入学後に大学で申請する「在学採用」があります。予約採用については所属の高校等にお問い合わせください。在学採用を希望する方は、入学手続き書類送付時に同封する案内をご確認いただき、説明会にご参加ください。（説明会・書類配付：4月上旬、申請期間：4月中旬）

（2）入学料について

- ▶ 予約採用で給付奨学金の採用候補者となった方
- ▶ 予約採用で給付奨学金に申請中で選考結果待ちの方
- ▶ 在学採用で給付奨学金を大学入学後に申請予定の方

上記のいずれかに該当する方は、入学料の減免額が確定する8月までは入学料の支払いを猶予しますので、入学手続きの際は入学料は支払わず、「**日本学生支援機構 給付奨学金（高等教育修学支援新制度）仮申請書**」（信州大学学生総合支援センターの[ホームページ](#)よりダウンロード）を入学学部の入試事務室に提出してください。【入学料納付確認書（A票）の代わりとなります】

入学後も各種手続きが必要です。詳細については4月実施の説明会でご案内しますので、必ず出席してください。説明会の日時等の案内は入学手続き書類に同封いたします。

また、予約採用で採用候補者となった方や在学採用で申請した方には、8月上旬に入学料のお支払いについてお知らせいたします。予約採用に申請中で選考結果待ちの方が不採用になった場合や在学採用で申請予定の方が申請しなかった場合は、入学料のお支払いについて別途お知らせします。

なお、入学料を支払ってしまった方が、入学後に減免の対象であると認められた場合は、減免額を後日（8月下旬を予定）返金します。

（3）授業料について

給付奨学金の選考が決定されるまでの間は、授業料の口座引落しを行いません。授業料の支払いについては、8月上旬にお知らせします。

2. 編入学の方で日本学生支援機構 給付奨学生の方

日本学生支援機構の給付奨学生で本学入学後も引き続き支援を希望する場合は、継続の手続きが必要です。

（1）給付奨学金の継続手続きについて

入学手続き時に「**日本学生支援機構 給付奨学生証（コピー）**」を入学学部の入試事務室にご提出ください。その後の手続きについては、現在在学する学校区分によって取り扱いが異なります。以下に従ってください。

- ① **大学（4年制・6年制）に在学中の方**
⇒ 退学前に、現在在籍中の大学にご相談ください。
- ② **高等専門学校・短期大学・専修学校に在学中の方**
⇒ 本学入学後、所属キャンパスの奨学金窓口にご相談ください。

（2）入学料について

給付奨学金の区分に応じて入学料を減免します。入学料の減免額が確定する8月までは入学料の支払いを猶予しますので、入学手続きの際は入学料を支払わず、「**日本学生支援機構 給付奨学金（高等教育修学支援新制度）仮申請書**」（信州大学学生総合支援センターの[ホームページ](#)よりダウンロード）を入学学部の入試事務室に提出してください。【入学料納付確認書（A票）の代わりとなります】

なお、給付奨学金が停止中の方や過去に高等教育修学支援新制度による入学料減免の支援を受けたことがある方は、本学の入学料減免の対象外のため、入学手続き時に入学料をお支払いいただくか、本学独自の入学料徴収猶予制度のご利用を検討ください。（授業料減免は支援対象となります）

減免後の入学料の支払額や支払期日については8月上旬にお知らせします。入学料を支払ってしまった方が、減免の対象であると認められた場合は、減免額を後日（8月下旬を予定）返金します。

（3）授業料について

減免後の授業料を8月下旬に登録口座から引き落としします。詳細は8月上旬にお知らせいたします。

3. 編入学の方で日本学生支援機構 給付奨学金に入学後申請予定の方

（1）給付奨学金の申請について

申請希望者は4月初めに所属キャンパス奨学金窓口に出してください。（書類配付：4月上旬、申請期間：4月中旬）

（2）入学料について

給付奨学金に採用された場合は、入学料及び授業料減免の支援を受けることができます。入学後に給付奨学金を申請予定の方は、減免額が確定する8月までは入学料及び授業料の支払いを猶予しますので、入学手続きの際は入学料は支払わず、「**日本学生支援機構 給付奨学金（高等教育修学支援新制度）仮申請書**」（信州大学学生総合支援センターの[ホームページ](#)よりダウンロード）を入学学部の入試事務室に提出してください。【入学料納付確認書（A票）の代わりとなります】

減免後の入学料の支払額や支払期日については8月上旬にお知らせします。4月に給付奨学金の申請を行わなかった場合は、別途定める納入期限内に入学料をお支払いしていただきます。

なお、入学料を支払ってしまった方が、給付奨学金（入学年の4月始期）に採用された場合は、減免額を後日返金します（8月下旬頃を予定）。

（3）授業料について

給付奨学金の選考結果が出るまでの間は、授業料の口座振替を行いません。授業料の支払いについては、8月上旬にお知らせします。